

# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

|    | 目    | 次                                     | (             | 取扱課室  | 至名) | ページ |
|----|------|---------------------------------------|---------------|-------|-----|-----|
| 0  | 告示   |                                       |               |       |     |     |
| 1  | 生活保証 | <b>養法による指定医療機関の廃止</b>                 | (福祉           | 保健総務  | 孫課) | 2   |
| 2  | 生活保証 | <b>隻法による医療機関の指定</b>                   | (             | "     | )   | 2   |
| 3  | 生活保証 | <b>隻法による介護機関の指定</b>                   | (             | "     | )   | 2   |
| 4  | 指定障  | 害福祉サービス事業者の指定                         | (             | 障害福祉  | 上課) | 2   |
| 5  | IJ   |                                       | (             | , ,,, | )   | 3   |
| 6  | 指定自  | 立支援医療機関の指定                            | (             | "     | )   | 3   |
| 7  | 救急病  | 完の認定                                  |               | (医發   | 孫課) | 3   |
| 8  | IJ   |                                       |               | ( "   | )   | 3   |
| 9  | 大規模  | <b>小売店舗の新設の届出</b>                     | (             | 商工振興  | 课課) | 4   |
| 10 | 大規模  | 小売店舗の変更の届出                            | (             | "     | )   | 5   |
| 11 | "    |                                       | (             | "     | )   | 6   |
| 12 | 大規模  | 小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要              | (             | "     | )   | 8   |
| 13 | 大規模  | 小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要             | (             | "     | )   | 8   |
| 14 | IJ   |                                       | (             | "     | )   | 9   |
| 15 | 大規模  | 小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要              | (             | "     | )   | 9   |
| 16 | 保安林  | の指定施業要件変更予定                           | (             | 森林整備  | 請課) | 10  |
| 17 | "    |                                       | (             | "     | )   | 10  |
| 18 | 保安林  | の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明           | (             | "     | )   | 10  |
| 19 | 保安林  | の指定施業要件の変更                            | (             | "     | )   | 11  |
| 20 | 保安林  | の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明             | (             | "     | )   | 11  |
| 21 | "    |                                       | (             | "     | )   | 11  |
| 22 | "    |                                       | (             | "     | )   | 12  |
| 23 | "    |                                       | (             | "     | )   | 12  |
| 24 | "    |                                       | (             | "     | )   | 12  |
| 25 | 公共測  | 量の実施                                  | (             | 技術調査  | [課] | 13  |
| 26 | 公共測  | 量の終了                                  | (             | "     | )   | 13  |
| 0  | 公安委員 | 会告示                                   |               |       |     |     |
| 1  | 技能検知 | 定員審査及び教習指導員審査の実施                      |               |       |     | 13  |
| 0  | 公告   |                                       |               |       |     |     |
| 軽  | 油引取税 | 免税軽油使用者証の無効                           |               | (税務   | 孫課) | 14  |
| 和  | 歌山県立 | 情報交流センターの指定管理者の指定 (                   | デジタル          | 社会推進  | [課] | 14  |
| 和  | 歌山県N | POサポートセンターの指定管理者の指定                   | (             | 県民生活  | 謂)  | 14  |
| 和  | 歌山県和 | 歌山マリーナ (ディンギーマリーナ) の指定管理者の指定          | (港湾           | 空港振興  | 课)  | 15  |
| 和  | 歌浦漁港 | 指定漁港施設の指定管理者の指定                       | (             | "     | )   | 15  |
| 加  | 太みなと | まちの指定管理者の指定                           | (             | "     | )   | 15  |
| Ħ  | 置洪小型 | 船泊地 -2 5m物掲掲 (1) -2 5m物掲掲 (2) 及び日置小型線 | <b>心舶径</b> 密加 | 布設の指  | 定答  |     |

# 和歌山県報 第478号

令和6年1月5日(金曜日)

| 理者の指定                           | (      | IJ    | ) 15  |
|---------------------------------|--------|-------|-------|
| 宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者の指定           | (      | IJ    | ) 16  |
| 和歌山県田辺漁港海岸扇ケ浜ビーチハウスの指定管理者の指定    | (      | IJ    | ) 16  |
| 〇 諸報                            |        |       |       |
| 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育 | センター和語 | 歌山ビッ  | ・グウ   |
| エーブの指定管理者の指定                    | (      | (教育委員 | 員会)16 |

# 告示

# 和歌山県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指 定番 号      | 名称      | 所 在 地           | 廃 止<br>年月日    |
|-------------|---------|-----------------|---------------|
| 西病新<br>1-26 | 国保すさみ病院 | 西牟婁郡すさみ町周参見2380 | 令和<br>5.10.31 |

# 和歌山県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指 定番 号       | 名 称          | 所 在 地            | 指 定<br>年月日   |
|--------------|--------------|------------------|--------------|
| 西病新<br>5-05  | 国保すさみ病院      | 西牟婁郡すさみ町周参見2916  | 令和<br>5.11.1 |
| 西医新<br>48-05 | いわぐろハートクリニック | 西牟婁郡上富田町朝来556-17 | 令和<br>5.12.1 |

# 和歌山県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 申請者の名称 | 主たる事務所の<br>所 在 地  | 指定事業所の<br>名 称 | 指定事業所の<br>所 在 地    | サービスの種類   | 指 定<br>年月日   |
|--------|-------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------|
| 北山村    | 東牟婁郡北山村大沼<br>42番地 | 国保北山村診療所      | 東牟婁郡北山村大沼<br>312番地 | -1 -1 10: | 令和<br>5.10.1 |

#### 和歌山県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 事業所番 号         | 事業所の名称         | 事業所の所在地 | 障害福祉<br>サービス<br>の 種 類 | 主たる対象<br>とする障害<br>種 別 | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地       | 指 定<br>年月日  |
|----------------|----------------|---------|-----------------------|-----------------------|---------------|----------------------|-------------|
| 3012250<br>860 | ホームヘルプお<br>ひさま |         | 居宅介護<br>重度訪問介護        |                       | AMORE株式会<br>社 | 田辺市あけぼの<br>37番17号 2F | 令和<br>6.1.1 |

#### 和歌山県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 事業所番 号         | 事業所の名称         | 事業所の所在地        | 障害福祉<br>サービス<br>の 種 類  | 主たる対象<br>とする障害<br>種 別 | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定<br>年月日  |
|----------------|----------------|----------------|------------------------|-----------------------|---------------|----------------|-------------|
| 3012250<br>878 | 訪問介護事業所<br>のどか | 田辺市下三栖17<br>07 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 | 特定なし                  | 株式会社Eigh<br>t | 田辺市下三栖17<br>07 | 令和<br>6.1.1 |

#### 和歌山県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地    | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師<br>(薬剤師)の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指            |
|---------|-------------|--------------------|--|--------------|
| 医療法人明美会 | 有田郡有田川町小島15 | 訪問看護               | きび訪問看護ステーション                               | 令和<br>5.12.1 |

## 和歌山県告示第7号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を 認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 貴志川リハビリテーション病院
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 3 有効期限 令和8年12月25日

#### 和歌山県告示第8号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を 認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 富田病院
- 2 所在地 岩出市紀泉台2
- 3 有効期限 令和8年12月31日

#### 和歌山県告示第9号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス重根西店

和歌山県海南市重根西一丁目5番9外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年8月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

 $1,373\,\mathrm{m}^2$ 

6 駐車場の収容台数

52台

7 駐輪場の収容台数

22台

8 荷さばき施設の面積

 $32.0\,\text{m}^2$ 

9 廃棄物等の保管施設の容量

 $7.8\,\mathrm{m}^3$ 

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和5年12月14日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4)

海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第10号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

> 山口県山口市佐山10717番地1 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 その他未定

(変更後) 株式会社万代 代表取締役 阿部秀行 大阪府大阪市生野区小路東三丁目10番25号

株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

株式会社チョダ 代表取締役 町野雅俊

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

株式会社ミュー・エンターテイメント 代表取締役 峯岸信之

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社Classic 代表取締役 上野正洋

和歌山県日高郡日高町大字志賀933番地の1

株式会社アットホーム企画 代表取締役 辻本香緒里

和歌山県和歌山市栗栖71番地

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山10717番地1

4 変更年月日

令和5年11月17日他

5 変更理由

店舗リニューアルのため

6 届出年月日

令和5年12月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第11号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄767番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ディー・エフ・エル・リース株式会社 代表取締役 中嶋賢一

大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄東畑767番1外

(変更後) NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄767番1外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 建物北西側(縦覧図書別添図面3-1のとおり) 収容台数 34台

(変更後) 位置 敷地北西側(縦覧図書別添図面3-2のとおり) 収容台数 34台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 建物北東側

面積 36 m²

(変更後) 位置 建物北東側及び建物南側

容量 68㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 建物北東側

容量 9.0㎡

(変更後) 位置 建物南側

容量 9.0㎡

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所 (敷地北側2か所、敷地西側1か所)

(変更後) 4か所 (敷地北側2か所、敷地西側2か所)

- 4 変更年月日
- (1) 令和5年12月13日
- (2) 令和3年2月21日
- (3) から(5) まで 令和6年8月14日
- (6) から(8) まで 令和5年12月14日
- 5 変更理由
  - (1) 建物の登記上の表記との整合を図るため
  - (2) 届出上の代表者の変更のため

- (3) 駐輪場の位置を見直したため
- (4) 荷さばき施設を増設したため
- (5) 廃棄物保管施設の位置を見直したため
- (6) 及び(7) 来客の利便性向上のため
- (8) 出入口の計画を見直したため
- 6 届出年月日

令和5年12月13日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年5月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第12号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要 について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - スーパーセンターオークワ南紀店

和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号

- 2 意見の対象となった届出に係る告示
  - 令和5年和歌山県告示第935号
- 3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ケ丘二丁目4-8)

新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

# 和歌山県告示第13号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - スーパーエバグリーン古屋店

和歌山県和歌山市古屋82番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第944号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第14号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーデリシャスヒロ高松店

和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第945号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第15号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要 について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシャス広岡有田店

和歌山県有田市宮崎町字箕川123番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第936号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)

有田市産業振興課(有田市箕島50番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第16号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第17号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 和歌山県告示第18号

令和5年和歌山県告示第1297号(以下「告示第1297号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
  - 城本昇次
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施 業要件

告示第1297号のとおり

## 和歌山県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第20号

令和5年和歌山県告示第1328号(以下「告示第1328号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

大瀧祐仁

硲伸廣

大瀧定一

滝長一

中北邦示

硲菊太郎

横出為藏

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1328号のとおり

#### 和歌山県告示第21号

令和5年和歌山県告示第1329号(以下「告示第1329号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方中西芳子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1329号のとおり

# 和歌山県告示第22号

令和5年和歌山県告示第1331号(以下「告示第1331号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方 道上禮朗
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1331号のとおり

# 和歌山県告示第23号

令和5年和歌山県告示第1332号(以下「告示第1332号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方 石井雄之助
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1332号のとおり

# 和歌山県告示第24号

令和5年和歌山県告示第1333号(以下「告示第1333号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1333号のとおり

#### 和歌山県告示第25号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近 畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。 令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業期間 令和5年10月6日から令和6年3月23日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市堀口、曽屋及び赤垣内

## 和歌山県告示第26号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近 畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。 令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量 (用地測量)
- 2 作業期間 令和5年4月28日から同年7月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市桃山町市場

# 公安委員会告示

# 和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。 令和6年1月5日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

#### 1 審査の種類等

| 種類  | 内 容              | 期日               | 場所                   |
|---|------------------|------------------|----------------------|
| 技能検定員審査 (大型)<br>技能検定員審査 (中型)<br>技能検定員審査 (準中型)<br>技能検定員審査 (普通)<br>技能検定員審査 (大自二)<br>技能検定員審査 (普自二)<br>技能検定員審査 (幸 [けん] 引)<br>技能検定員審査 (大型二種)<br>技能検定員審査 (中型二種)<br>技能検定員審査 (普通二種)                 | 技能検定に関する技能及び知識   | 令和6年2月14日(水)から同月 | 和歌山市西11番地<br>交通センター内 |
| 教習指導員審査 (大型)<br>教習指導員審査 (中型)<br>教習指導員審査 (準中型)<br>教習指導員審査 (普通)<br>教習指導員審査 (大特)<br>教習指導員審査 (大自二)<br>教習指導員審査 (善自二)<br>教習指導員審査 (本 [けん] 引)<br>教習指導員審査 (大型二種)<br>教習指導員審査 (中型二種)<br>教習指導員審査 (普通二種) | 教習に関する技能及<br>び知識 | 16日(金)まで         | 和歌山県警察本部 交通部運転免許課    |

- 2 申請手続
- (1) 申請の受付期間

令和6年1月15日(月)から同月22日(月)までの毎日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

- イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当 する者であることを証する書面
- エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上 三分身、無背景のもの) 1枚
- (4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係(電話073-473-0110 内線364)

# 公 告

## 公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和5年12月14日以降無効とする。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 業種    | 記 号 号    | 有 効 期 限     | 免 税 軽 油 使 用 者 証 に 記 載 さ れ た<br>使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称 | 交付した県税事務所 |
|-------|----------|-------------|--|-----------|
| 漁船以外の | 和歌山県     | 令和4年8月1日から  | 和歌山県田辺市中万呂133-12                                   | 紀南県税事務所   |
| 舶     | 第802920号 | 令和6年3月31日まで | 久保政和   |           |

# 公 告

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例(平成16年和歌山県条例第44号)第8条第1項の規定により、和歌山県立情報交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山IT教育機構 和歌山県田辺市新庄町3353-9
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 公 告

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第64号)第8条の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 公 告

和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定の対象施設

(区域) 陸域面積20,038m 水域面積28,355m

(建物等) 鉄骨造一部2階建 延床面積317.66㎡

鉄骨造2階建 延床面積1,434.11m²

鉄骨造2階建 延床面積328.00 m<sup>2</sup>

鉄骨造2階建 延床面積642.97 m<sup>2</sup>

- 2 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ 和歌山県和歌山市毛見1514番地
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 公 告

和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)第21条第1項の規定により、和歌浦漁港指定漁 港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定の対象施設 和歌浦漁港指定漁港施設(物揚場、桟橋、船揚場、岸壁、泊地、道路、漁港施設用 地、漁港環境整備施設、駐車場)
- 2 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦 和歌山県和歌山市和歌浦南一丁目1496番地5
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 公 告

和歌山県みなとまち条例(平成27年和歌山県条例第28号)第18条第1項の規定により、加太みなとまちの 指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定の対象施設
- (1) 加太緑地24,026㎡ (運動広場、観覧席、ゲートボール場、緑地駐車場、公衆トイレ、植栽帯、遊歩道、展望園路)
- (2) 加太ビーチ736㎡ (管理棟、シャワー施設)
- 2 指定管理者 加太まちづくり株式会社

和歌山県和歌山市加太1067番地

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、日置港小型船泊地、

-2.5m物揚場(1)、-2.5m物揚場(2)及び日置小型船舶係留施設の指定管理者を次のとおり指定した。 令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 白浜町

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 公 告

和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年和歌山県条例第38号)第15条の規定により、宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 那智勝浦町

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 公 告

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第39号)第7条の規定により、和歌山県田辺漁港海岸扇ケ浜ビーチハウスの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者 田辺市

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

# 諸報

#### 公告

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)第8条第1項の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団 和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで